

食中毒の発生及び対応について

1 事件の概要

平成30年9月22日、中野区内の飲食店で食事をした5名中2名が、同月25日13時頃から27日16時頃まで、下痢、発熱などの食中毒症状を呈した。症状は、比較的軽症であり入院患者、重症患者は出ていない。

中野区保健所では、10月5日、中野区内診療所より通報を受け、下記飲食店に対し調査及び患者調査を実施した。この結果、患者検便2検体中2検体、飲食店の鶏レバー生(参考品)から、カンピロバクター菌が検出された。さらに、患者は下痢・発熱を主とする症状であり、発症までの潜伏期間が一峰性を示していること、また、発症の原因となりうる共通食品は当該飲食店が提供した食事以外にないことから、当該飲食店が提供した食事が原因の食中毒と断定した。

原因食品は当該飲食店が調理提供した食品で、原因物質は、カンピロバクター菌であった。

区では、被害拡大防止のため、10月18日から10月22日まで5日間の営業停止の不利益処分(10月16日、17日の営業自粛を確認)を行うとともに、10月18日から10月24日まで7日間、区ホームページにおいて当該事業者の名称等を公表した。

2 原因施設(被処分者)

- (1) 所在地 東京都中野区中野
- (2) 業種 飲食店営業

3 食品衛生法違反の内容(根拠法令等)

食中毒の原因となった食事の提供(食品衛生法第6条第3号違反)

4 不利益処分等の内容

営業停止5日間(食品衛生法第55条)(営業自粛2日間)